



大阪弁護士会

憲法市民講座

どなたでもご参加いただけます（無料）

（会員は）この研修は研修義務化対象講座です（2単位）

大阪弁護士会

日本国憲法施行70周年全国アクションプログラム 核兵器禁止条約学習会



2017年10月28日（土）

14:30～16:30（開場14:00）

会場：大阪弁護士会館

12階1203会議室（定員90名）

※定員を超過しますとお断りすることもございます。

本年7月7日、「核兵器の全面廃絶につながる、核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議」は、核兵器禁止条約を、国連加盟193カ国の63%にあたる122カ国の賛成（保留1、反対1）で採択しました。人類史上初となる核兵器を違法化する条約です。条約採択の何よりも大きな意義は、国際社会において核兵器が違法として、開発、保有、使用はもとより使用の威嚇も含めておよそ全てにわたって禁止されたことです。もちろん主権国家の分・並立を前提とする国際社会にあっては、この条約に参加しない国を法的に拘束することはできません。条約不参加の国（核兵器保有国・その同盟国など）の意思に反して核廃絶への行動を強制することは確かにできません。しかしながら、少なくともそれらの国に対し「いつまで核兵器に固執するのか？」を問いただす根拠にはなり得るものです。

本講演では、この「核兵器禁止条約」について、今後の同条約の広がり、唯一の被爆国である日本の今後の国際社会での役割について考えたいと思います。

講師 大久保 賢一 氏（埼玉弁護士会所属弁護士）

1979年弁護士登録。日本反核法律家協会事務局長、日本弁護士連合会憲法問題対策本部核廃絶問題PT責任者。政党助成金違憲訴訟など憲法訴訟にかかわりながら、パキスタンやコスタリカなどを歴訪し、平和問題で国際活動に参加。本条約を採択する国連会議にも日弁連代表として参加している。

お申込み方法は裏面をご確認ください。

お申込方法（10/28 憲法市民講座）

①インターネットでのお申込み

右記URLまたはQRコードよりお申込みください。http://www.osakaben.or.jp/event/2017/2017_1028.php

②FAXでのお申込み

下記をご記入の上、FAX番号 06-6364-7477 までお送りください。



ふりがな
氏 名

（弁護士の方は登録番号）

電話番号

FAX番号

メールアドレス

@

参加人数

名

このイベントをどこでお知りになりましたか

一時保育サービスを実施します（要予約・無料）

- 対 象： 原則、首がすわっている乳児～未就学児
時 間： イベント開始15分前から終了15分後まで
連絡期限： イベント開催日の10日前まで
連絡先： 大阪弁護士会 委員会部司法課 岡田（電話番号：06-6364-1681）
備 考： お電話でお連絡をいただいた後に申込書を送付します。申込書の提出をもって申込みが完了します。定員に達し次第、申込受付を終了しますので、ご了承ください。

「核兵器禁止条約学習会」は研修義務化対象講座です（2単位）

※ 大阪弁護士会の所属弁護士がこの学習会に出席した場合、研修単位を取得できます。・入室時、退室時の2回、出席登録が必要です。
・開始15分以降の入場、研修終了予定時刻前の退場（研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く）は、受講としてカウントされませんのでご注意ください。なお、ライブ研修、DVD研修に関わらず、質疑応答、閉会挨拶等全て終了して、研修終了となります。



日時：2017年10月28日（土）

14:30～16:30（開場14:00）

場所：大阪弁護士会館 12階 1203会議室

（〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5）

京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分

地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分

地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分

JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

本イベントに関するお問い合わせ先

委員会部司法課（岡田）電話番号：06-6364-1681

憲法市民講座 今後の予定

大阪弁護士会では、私たち一人一人が主権者として憲法問題を考えるにあたり、前提となる情報をお届けすべく、どなたでもご参加いただける憲法市民講座を企画しています。現在予定されている今後の講座は以下のとおりです。

2017年12月9日（土） 「9条連続学習会（仮）」 14:30～16:30

講師：柳澤 協二 氏（NPO法人国際地政学研究所理事長・元 内閣官房副長官補）

2018年2月10日（土） 「憲法落語講演（仮）」 14:30～16:30

講師：露の新治 氏（落語家）

講座の詳細、お申し込み方法、会場となる会議室などは、開催日が近づきましたら大阪弁護士会ホームページ（トップページの「イベント」欄）にてご案内いたしますので、定期的にご確認ください。

※講座内容、開催日等は予告なく変更する場合がございます。

※大阪弁護士会会員の方へ：上記の回が研修義務化対象講座として認定を受けるかは未定です。